

次世代人材育成事業 ワークショップ運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、次世代人材育成事業 ワークショップ運営業務委託の事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

次世代人材育成事業 ワークショップ運営業務委託

(2) 業務の内容

次世代人材育成事業 ワークショップ運営業務委託仕様書のとおり

(3) 業務委託契約期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

(4) 業務委託料の上限額

3,300,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(5) 業者選定

公募型プロポーザル方式とし、評価基準に基づき企画提案書による提案内容及び見積金額の総合評価により選定する。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、以下の要件を全て満たす企業または団体とする。また、単体による参加のほか、複数企業・複数団体によるジョイントベンチャー(共同企業体)(以下「JV」という。)方式による参加を認める。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後、3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。)でないこと。
- ④ 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61条)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)または暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行う者、若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ⑤ 個人情報保護について管理監督できる体制を有していること。

- ⑥ J Vで参加する場合は、次のアからウの要件全てを満たしていること。
 なお、J Vの構成員は単独、または他のJ Vの構成員として本プロポーザルに参加することはできない。
- ア 前述①～⑤については、すべての構成員が要件を満たしていること。
- イ J Vは自主結成とし、構成企業間で締結する業務分担や責任の所在等を明確にした上で、書面による協定を締結していること。
- ウ J Vは幹事企業を選定し、この幹事企業をJ Vの代表者として当財団との契約締結を行うこと。この場合、契約を締結した幹事企業は、当財団に対して全ての責任を負うものとする。

4 スケジュール (仮)

公募開始	令和8年5月12日(火)
事業説明会(オンライン)	令和8年5月19日(火) 午前10時30分～1時間程度
質問書提出期限	令和8年6月3日(水) 午後5時まで
質問に対する回答	令和8年6月4日(木) まで ※随時回答
参加表明期限	令和8年6月5日(金) 午後5時(必着)
提案書等の提出	令和8年6月12日(金) 午後5時(必着)
選定委員会	令和8年6月22～26日 週〔プレゼンテーション審査〕
結果通知・契約	審査後速やかに

5 質問及び回答

本業務及び本要領について質問することができる。質問は以下のとおり質問書を提出することとし、原則口頭による質問は受け付けない。

- ・提出期限：令和8年6月3日(水) 午後5時まで
- ・提出書類：質問書(様式第1号)
- ・提出方法：電子メール又は郵送、持参
- ・提出宛先：「12 問い合わせ・各種書類提出先」に記載の提出窓口
- ・回答方法：令和8年6月4日(木) までに随時、公益財団法人新潟市産業振興財団ホームページ(<https://niigata-ipc.or.jp/>)に掲載する。

質問に対する回答は本要領及び本業務委託仕様書の追加又は修正とみなす。

6 参加表明

- ・提出書類：①参加表明書(様式第2号)
②協定書(任意様式)の写し ※J Vで参加する場合
- ・提出期限：令和8年6月5日(金) 午後5時(必着)
- ・提出方法：電子メール、郵送または持参

件名を「次世代人材育成事業プロポーザル参加表明」とすること。

※ 郵送の場合は、提出期限までに必着とする。なお、期限までに提出しない者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

・連絡宛先： 「12 問い合わせ・各種書類提出先」に記載の提出窓口

7 提案書の提出

以下の提出書類一式を提出すること。

- ・提出書類： 資料3「次世代人材育成事業 提案書作成要領」のとおり
- ・提出期限： 令和8年6月12日（金）午後5時（必着）
- ・提出宛先： 「12 問い合わせ・各種書類提出先」に記載の提出窓口
- ・提出方法： 郵送又は持参

別途、提案書のPDFデータを電子メール等により提出すること。

※ 持参の場合は提出期限内の土曜、日曜、祝日を除く平日午前9時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

・提出部数： 正本1部、副本5部及び提出書類のPDFデータ

8 選定方法及び選定結果

(1) 選定委員会

受託者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。

(2) 選定方法

- ① 選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。ただし、提案者が多数の場合、書類審査のみ又は書類審査の後、プレゼンテーション審査により選定する。
- ② 選定委員会は非公開とし、提案者によるプレゼンテーションを実施する。
 - ・開催予定日 令和8年6月22日～26日 日程等の詳細は別途通知する。
- ③ プレゼンテーション審査の出席者は統括責任者を含め最大3名までとする。
- ④ プレゼンテーション審査の時間は、1社あたり25分（説明15分、質疑10分）を予定する。
- ⑤ 各委員が評価基準（別表1）に基づき採点し、得点が最も高いものを最優秀提案者を選定される。
- ⑥ 提案者が1者であっても審査を行い、提案内容が優れたものであると判断した場合はその者を選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、すべての提案者に対し電子メールにより通知するほか、事務局（公益財団法人新潟市産業振興財団）ホームページ（<https://niigata-ipc.or.jp/>）に掲載する。なお、最優秀提案者を除く、各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位

等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

9 契約に関する基本的事項

(1) 契約書

別紙「委託契約書（案）」を基本とする。

(2) 契約の方法

- ① 選定委員会で決定した最も優れた提案者に対し、委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。
- ② 最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次点の者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

(3) 提案内容の修正等

本プロポーザルは、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費等については、再度調整を行ったうえで委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(4) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、事務局に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(5) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議のうえあらかじめ書面により承諾を得た場合は、当該業務の一部を委託することを可とする。

10 提案者の失格

次の要件のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 「3 参加資格」の要件を満たさない者
- (2) 提案書提出期限に遅れた者
- (3) 上記2(4)の委託料上限額を超える見積金額を提案した者
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者、または本要領に違反した者
- (5) 選定委員会による選定が終了するまでの間に選定委員に不当な接触を行った者

11 その他の留意事項

- (1) 提案書等の作成、提出に要する費用は、提案者の負担とする。

- (2) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 選定結果について異議申立ては認めない。
- (4) 受託者の名称は公表できるものとする。
- (5) 受託者を除く提案者の情報(社名、提案内容等)は非公表とする。
- (6) 提出された提案書等は、選定目的以外に提案者に無断で使用しない。

1 2 問い合わせ・各種書類提出先

公益財団法人新潟市産業振興財団ビジネス支援センター

〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 12階

電話：025-226-0550 FAX：025-226-0555

MAIL： info@niigata-ipc.or.jp

(別表 1) 評価基準

評価項目		評価内容	配点
1 業務遂行体制	経験・実績	これまでの本業務と同様又は類似の事業の経験・実績から、適切かつ効果的に事業を遂行し、成果をあげることができるか。	10
	業務体制	業務内容に対して、適格性を有する人材を配置し、地域において効果的に業務を遂行できる実施体制となっているか。	10
	スケジュール	事業スケジュールが現実的、効率的及び効果的なものとなっているか。	10
2 提案内容	手段の妥当性	提案内容は業務の目的に沿っており、目的及び本事業が求める成果指標の達成方法について具体的かつ妥当性があるか。	20
	創意工夫一貫性	提案内容は、創意工夫のうえ、独自性かつ一貫性があるか。	20
	具体性 実現性	啓発及び基礎学習を目的とした基調講演開催に関する提案内容は、本事業を効果的に実施するため具体的かつ実現性があるか。	20
		講義、ケーススタディを用いたリアルワーキング形式によるワークショップ実施に関する提案内容は、本事業を効果的に実施するため具体的かつ実現性があるか。	20
		プログラム内で学んだ内容を自社に活かすためのワークショップ実施や伴走支援等の提案内容は、本事業を効果的に実施するため具体的かつ実現性があるか。	20
	情報発信、広報・募集活動に関する提案内容は、本事業を効果的に実施するため具体的かつ実現性があるか。	10	
3 経費の妥当性	見積金額	見積限度額内で、業務内容に見合った適切な見積金額か。	10
4 その他		新潟市内に本社、支社、支店又は営業所等を有する企業または団体であるか。	5
合計点			155